

文京区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る
介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正のあらまし

(1) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部改正に伴い、感染症や災害への対応力強化の基準を定める。

また、業務効率化・業務負担軽減の推進のため、テクノロジーの活用推進や運営基準の緩和を行うほか、自立支援・重度化防止の取組の推進のための基準の整備を行う。

(2) その他、規定の整備を行う。

2 新旧対照表

改正後（案）	現行
目次	目次
第一章～第六章（略）	第一章～第六章（略）
<u>第七章 雑則（第三十五条）</u>	<u>（新設）</u>
付則	付則
第一条（略） （基本方針）	第一条（略） （基本方針）
第二条（略）	第二条（略）
2～4（略）	2～4（略）
<u>5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>	<u>（新設）</u>
<u>6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u>	<u>（新設）</u>
第三条～第十八条（略） （運営規程）	第三条～第十八条（略） （運営規程）

第十九条 (略)

一～五 (略)

六 虐待の防止のための措置に関する事項

七 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二十条 (略)

2～3 (略)

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第二十条の二 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十一条～第二十二条 (略)

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第二十二条の二 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

第十九条 (略)

一～五 (略)

(新設)

六 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二十条 (略)

2～3 (略)

(新設)

(新設)

第二十一条～第二十二条 (略)

(新設)

一 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

（掲示）

第二十三条 （略）

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第二十四条～第二十八条 （略）

（虐待の防止）

第二十八条の二 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防支援事業所において、

（掲示）

第二十三条 （略）

（新設）

第二十四条～第二十八条 （略）

（新設）

担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第二十九条～第三十一条 (略)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第三十二条 (略)

一～八 (略)

九 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うもの(利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得たときに限る。)を含む。)をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

十～二十八 (略)

第三十三条～第三十四条 (略)

第七章 雑則

(電磁的記録等)

第三十五条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、

第二十九条～第三十一条 (略)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第三十二条 (略)

一～八 (略)

九 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議_____をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

十～二十八 (略)

第三十三条～第三十四条 (略)

(新設)

図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第九条（前条において準用する場合を含む。）及び第三十二条第二十六号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

付 則（令和三年 月 日条例第 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の文京区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第二条第五項及び第二十八条の二（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規

定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、新条例第十九条（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第十九条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第二十条の二（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第二十条の二中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第二十二條の二（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第二十二條の二中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。